

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

令和8年度施設整備促進支援事業に係る事業計画（活用意向調査）  
の提出について（医療・介護等支援パッケージ関連）

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度補正予算による厚生労働省の「医療・介護等支援パッケージ」のうち、「施設整備促進支援事業」について、大阪府より事業募集を開始した旨、別添のとおり周知依頼がありました。対象となる事業等、詳細は下記および別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。なお、本内容については、大阪府から大阪府歯科医師会、大阪府病院協会、大阪府私立病院協会、大阪精神科病院協会、大阪府立病院機構、各市町村保健・健康行政担当課あてにも周知依頼がなされていることを申し添えます。

記

<大阪府ホームページ「令和8年度施設整備促進支援事業」>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/iji1/homepage/shisetuseibi/sokushinn.html>



<問い合わせ窓口（大阪府）>

06-6944-9170（大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 医事グループ）

**1. 事業の目的：**

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関等に対する支援を行うことで、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保等を図ることを目的とする。

**2. 事業内容：**

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、該当の国庫補助事業（注）の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約を締結している医療機関等であって、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に該当の国庫補助事業（注）の交付対象となる新築、増改築及び改修に着手している者に対して、平方メートル数に応じた建築資材高騰分の給付金を支給するもの。
- ・該当の国庫補助事業の交付決定を受けていない場合でも、交付要件を満たす医療機関等であれば対象となり得ます。

（注）該当の国庫補助事業は、上記の大阪府ホームページに掲載されている「各補助金事業概要及び問い合わせ一覧」（Excel ファイル）をご確認ください。あわせて、各事業の対象者に該当するかどうかは、各問い合わせ先（大阪府の各事業担当部署）にご確認ください。

**3. 手続方法：** 大阪府行政オンラインシステムより申請（上記の大阪府ホームページ内に掲載）。

**4. 提出期限：** 令和8年3月31日（火）17時まで

**5. その他（留意事項）：**

- ① 調査結果については、国から都道府県へ配分される予算額の検討に使用されます。ただし、国予算に限りがあるため、支給申請額が必ず給付されることを約束するものではありません。今後、調査結果を踏まえて、大阪府から事業計画を提出した医療機関へ内示内容のお知らせが行われる予定。
- ② 大阪府ホームページに掲載の要綱等は、令和7年度の要綱のため、今後、国において、当該要綱が改廃された場合は、大阪府においても同様に改廃することとなります。
- ③ 国の要綱に記載されていない事項は大阪府から国に確認する必要があるため、回答には期間を要する可能性があります。

【担当】  
大阪府医師会 地域医療課  
(06-6763-7012)